

(参考)

企業型年金実施事業所事業主の皆様へ

ポータビリティの実現のために

国民年金基金連合会

Tel : 03-5411-6129

<http://www.npfa.or.jp>

2002年5月

企業型確定拠出年金実施事業所の事業主の方へ

- 国民年金基金連合会は、確定拠出年金法の規定により個人型確定拠出年金（「個人型年金」と称します。）の実施者として厚生労働大臣の指定を受け、個人型年金の制度を運営しております。
- この資料は、貴事業所で実施されている企業型確定拠出年金（「企業型年金」と称します。）の加入者である従業員の方が貴事業所を退職し企業型年金加入者の資格を喪失することとなったときや、貴事業所において「個人型年金」の加入者であった者を採用することとなったときに必要な手続き等をご説明するために作成したものです。
- 貴事業所の従業員が退職することとなったときには、当該従業員がその後円滑に手続きできるよう、また貴事業所において「個人型年金」の加入者であった者を採用することとなったときは当該加入者が適切に届出るよう、周知ならびにご指導をお願いいたします。
- なお、「個人型年金」においては、新規の加入申出や、諸届の受付業務を、国民年金基金連合会から委託を受けた運営管理機関が自ら行う場合と運営管理機関から再委託を受けた金融機関が受付業務を行う場合があります。（「受付金融機関」と称します。）受付金融機関については、国民年金基金連合会のホームページ（<http://www.npfa.or.jp>）でもご確認いただくことができます。
- お問い合わせ先について
 - ・ 事業主の皆さんからのお問い合わせやご相談については、下記において承ります。

国民年金基金連合会

確定拠出年金部

電話 03-5411-6129（直通）

Fax 03-5411-0217

目 次

I. 加入者である従業員が退職することとなったとき	4
◆ ご注意いただきたいこと	
● 国民年金の被保険者資格に関する手続について	5
● その他の者について	5
● 移換に当たり必要な情報について	5
1. 個人型年金加入者となることができる場合	7
(1) 自営業者等（第1号被保険者）になる場合	7
(2) 転職先の企業に企業型確定拠出年金も確定給付の企業年金制度もない場合	7
◆ ご注意いただきたいこと	
● 個人型年金加入者の資格要件	8
2. 個人型年金加入者となることはできず、個人型年金運用指図者となる場合	9
(1) 第3号被保険者となる場合	9
(2) 国家公務員または地方公務員ならびに私立学校の教職員となる場合	9
(3) 転職先に企業型年金がない場合で、企業年金制度（厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金）の対象者となる場合	9
(4) 海外に居住することとなったとき	10
● 脱退一時金の支給要件	10
● 脱退一時金の支給の請求手続	11
◆ ご注意いただきたいこと	
● 脱退一時金の請求ルート	12
3. 転職先の企業において企業型年金加入者となる場合	13
◆ ご注意いただきたいこと	
● 転職先への個人別管理資産の移換	13
II. 個人型年金加入者であった者を採用することとなったとき	14
● 個人型年金加入者の資格喪失届について	14
● 連合会の事務費について	15
◎ 転職した場合等に必要の手続き	別表1

I. 加入者である従業員が退職することとなったとき

企業型年金加入者であった方が企業を退職し、企業型年金加入者の資格を喪失したときは、次の3パターンに分類することができます。

① 個人型年金加入者となることができる場合

- (1) 自営業者等（第1号被保険者）となる時
- (2) 厚生年金保険の被保険者であって、転職先の企業に企業型年金も厚生年金基金・確定給付企業年金等の確定給付の企業年金もないとき、又はそれらの企業年金制度等の対象者とならないとき

(※) これらのケースでは、企業型年金において積み立てていた年金資産（個人別管理資産）を個人型年金に移換します。

個人型年金の加入者となることも、掛金を拠出しない（加入者とならない）で、積み立てた個人別管理資産の運用だけを行うことも可能です。

② 個人型年金加入者となることはできず、個人型年金運用指図者となる場合

- (1) 第3号被保険者となる時
- (2) 農業者年金基金の被保険者となる時
- (3) 公務員や私立学校教職員となる時
- (4) 転職先の企業に企業年金制度があり、その対象者となる時
- (5) 海外に居住することとなる時

(※) 企業型年金において積み立てていた年金資産（個人別管理資産）を個人型年金に移換しますが、個人型年金の加入者となることはできません。積み立てた個人別管理資産の運用だけを行う運用指図者になります。なお、法に定める要件に該当する場合に限り、運用指図者とならずに脱退一時金の支給を請求することができます。

③ 転職先の企業において企業型年金加入者となる場合

ご注意いただきたいこと

① 国民年金の被保険者資格に関する手続について

- 企業を退職し自営業者となる場合や、直ちに他の企業に転職しない場合、引き続き確定拠出年金の加入者となるときは、国民年金の第1号被保険者の手続も必要です。

② その他の者について

- 次の場合個人別管理資産は、連合会に移換され、「その他の者」となります。
(別表1の③、⑥、⑧または⑫)
 - ① 企業型年金の加入者の資格を喪失後6ヶ月以内に、他の企業型年金または個人型年金に個人別管理資産を移す手続を行わなかった場合
 - ② 企業型年金が終了した場合で、他の企業型年金や個人型年金へ個人別管理資産を移す手続を行わなかった場合
- この場合、加入者でも運用指図者でもない状態となり、連合会に申し出て個人型年金加入者または運用指図者となるか、他の企業型年金の加入者とならなければ運用の指図をすることができません。
- 貴事業所を退職する際には、次ページ以降に掲げる場合の区分に応じ、速やかに適切な手続きを行うよう指導してください。

③ 移換に当たり必要な情報について

- 貴事業所を退職した従業員が、個人別管理資産を個人型年金に移換するときには、貴事業所の企業型年金の加入者であった期間の記録情報も引き継がれなければなりません。
- 貴事業所の従業員であった者の記録を円滑かつ適切に引き継ぐため、連合会は、企業型年金を実施している企業と、その従業員が結びつくように管理する必要があります。
- 企業ごと、記録関連運営管理機関ごとの番号体系では不具合があるため、連合会では、貴事業所の企業型年金規約について厚生労働大臣の承認を受けられた番号（実施事業所登録番号（「承認番号」））を統一的な管理番号としております。

- 個人別管理資産の移換等の手続きには次の番号が必要となりますので、貴事業所の従業員に必ずお知らせくださるようご協力お願いいたします。

項目	記入事項
企業型年金実施事業所名称	〇〇〇〇株式会社
実施事業所登録番号 (企業型年金規約の「承認番号」)	X X X X X X X X
企業型記録関連運営管理機関名称	▲▲▲▲株式会社
企業型記録関連運営管理機関登録番号	Y Y Y Y Y Y Y Y

【ご参考】

「承認番号」は、東京に本社がある企業の場合は「21XXXXXX」の番号体系となっているはずですのでご確認ください。

1. 個人型年金の加入者となることができる場合

- いずれの場合も貴事業所の企業型年金において積み立てた個人別管理資産は、個人型年金に移換しなければなりません。この場合は、当該従業員自らが運営管理機関を選定し、運用の方法を決定することが必要です。
- 個人型年金へ個人別管理資産を移す（移換の申出）手続きは、
 - ① 個人型年金加入者となることを希望する場合、「個人型年金加入申出書（第1号被保険者用）」とともに「個人別管理資産移換依頼書」を、
 - ② 個人型年金加入者となることを希望しない（掛金を拠出しない）場合は「個人別管理資産移換依頼書」をいずれも受付金融機関に提出することにより行います。

(1) 自営業者等（第1号被保険者）になる場合（別表1の①または②）

- 退職して自営業者等（国民年金の第1号被保険者）となった従業員は、国民年金基金連合会に申し出て個人型年金加入者となることができます。
- 具体的な手続きとしては、「個人型年金加入申出書（第1号被保険者用）」を受付金融機関に提出します。

(2) 転職先の企業に企業型年金も確定給付の企業年金制度（厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金制度）もない場合（別表1の④または⑤）又はそれらの企業年金制度等の対象者とならないとき

- 貴事業所を退職した従業員が転職し、転職先の企業に企業型年金も企業年金もない場合は、国民年金基金連合会に申し出て個人型年金加入者となることができます。
- 具体的な手続きとしては、「個人型年金加入申出書（第2号被保険者用）」を受付金融機関に提出します。

ご注意いただきたいこと

- 企業の従業員で、個人型年金に加入できるのは、企業年金制度等による恩恵を受けていない者に限られています。
- 具体的には次の要件のすべてに該当する者が、個人型年金の加入者となることができます。
 1. 60歳未満の厚生年金保険の被保険者であること(国民年金法第7条第1項第2号に規定する第2号被保険者であること)
 2. 事業所において企業型年金を実施していないこと。実施している場合は、企業型年金の加入者の資格を有しておらず、かつ次に該当しないこと
 - (1) 一定の勤続年数または年齢に達しないために企業型年金加入者とならない者
 - (2) 企業型年金加入者とならないことを選択した者
 3. 事業所において厚生年金基金・確定給付企業年金等確定給付の企業年金制度を実施していないこと。実施している場合は、当該制度の加入者等の資格を有していないこと
 4. 国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員でないこと
 5. 私立学校教職員共済制度の加入者でないこと
- 従業員が個人型年金への加入申込みをするにあたっては、法令上、上記の資格要件に関する事業主の方が証明したもの(「第2号加入者に係る事業主証明書」)を、加入申出書に併せて、受付金融機関に提出することが必要です。